

病気、ケガで働けなくなり生活が苦しい。

★ 社会保険の加入者は傷病手当金が受けられます。

病気やケガで働けなくなった場合、社会保険の加入者は傷病手当金を受けることができます。（国民健康保険の加入者は該当しません。）

● 次の条件をすべて満たす方が支給の対象になります。

- * 社会保険の加入者であること。
- * 働けない状態であること。
- * 働けない日が、つづけて3日間あること。
- * 働けないことにより給料が払われていないこと。

● 支給を受けられる期間

支給を受けてから1年6ヶ月間。

● 手続き

申請先は加入している社会保険の団体になります。

- 用意する書類
- ・ 事業主の証明書
 - ・ 医師の意見書